

陳 情 文 書 表

受理番号	43	受理年月日	令和2年2月27日
件名	習近平国家主席の入国禁止の要請		
要旨	<p>中国が今までに行ってきた行為は、国際法違反、国際人権法違反、国際人道法違反、国際海洋法違反等に該当すると考えられ、その責任は習近平国家主席にある。日本国家は、国民の生命と財産を守るため犯罪者の入国を禁止するという義務を負っており、外国人犯罪者に日本の国土を踏ませないでほしい。ついては、以下の理由により、習近平国家主席の入国を禁止するよう国に意見書を提出することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中国は、日本の領空に対して、おびただしい数の侵犯行為等を繰り返しており、航空自衛隊のスクランブル発進は、年間約1,000回に達する。 2 中国は、尖閣諸島の領海及び接続水域付近に、月間、約90隻がそれ以上の公船（武装含む）を侵入させ、威嚇行為を続けている。 3 中国は、周辺諸国に対して領土侵犯を繰り返しており、特にブータン王国は、中国に領土の10パーセント以上を強奪されたと抗議を行っている。 4 中国は、チベット、東トルキスタン、南モンゴル、香港の各地域において、不当に住民を投獄し、虐待、拷問、強姦、人体実験、強制労働、虐殺等の弾圧を行い、また、ハイテク機器の導入により、住民の監視体制を強化している。 5 中国は、法輪功学習者、地下キリスト教会信者、ウイグル人に対して、生きたまま臓器を収奪する、いわゆる臓器狩りを国家主導で行い、諸外国に対して臓器売買の収益（情報によれば年間1兆円）を上げている。 6 上記5の件に関しては2019年6月、イギリスの民衆法廷において有罪判決が出され、当該判決により事実として認定されている。 7 中国は、香港の郊外に、テロ対策訓練センターという名の強制収容所を建設していると言われ、また、香港人は、デモ参加、不参加に関係なく、街を歩くだけで不当に拘束されている。 8 中国は、日本人十数名（公表分のみ）を不法に逮捕し、容疑の詳細も裁判結果も公表せず、長期間にわたって拘束するという重大な人権侵害を犯している。 9 中国は、過去、46回の核実験を住民に予告なしで行っており、その結果生じた被爆者に対して、必要な救護処置を行っていない。 10 中国は、日本のEEZ内において、無断で海洋調査及び海底資源調査を行っている。 11 中国は、自らが犯した通州事件等の日本人虐殺に関する証拠を隠滅した。 12 中国は、世界中にでっち上げの南京大虐殺プロパガンダを展開し、虐殺記念日、記念碑、記念像を設置し、日本の名誉と尊厳をおとしめている。 		
陳情者			
回付委員会	総務消防委員会		